

板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策
推進事業補助金交付要綱

（令和3年2月4日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）が重症化するリスクの高い者の集団で形成される障がい児（者）福祉施設の利用者や職員に対し、PCR検査及び抗原定量検査（以下「PCR検査等」という。）を行うことで感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、これに要する経費を補助金として交付することを目的とする。

（補助事業）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に掲げる事業を実施する施設における利用者及び施設の職員が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることを目的として、PCR検査等を受ける事業とする。

（交付対象者）

第3条 交付対象者は、板橋区内で次の事業を運営しており、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく調査が実施された法人とする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業及び第77条に規定する地域生活支援事業
- （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援
- （3）前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（補助対象経費）

第4条 この補助金の補助対象経費は、令和4年4月1日から同年10月31日までに要した、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等に係る費用であって、次に掲げるものとする。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査として実施される検査は対象外とする。

- （1）検査費用
 - （2）検体採取費用
 - （3）結果診断料
- 2 補助対象となる検査は、施設内において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した日から起算して1か月以内に実施したものを対象とし、補助回数は1回の発生につき、1回の検査を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の補助対象となる検査について国、他の地方公共団体等から補助金の交付を受けている場合は、この要綱による補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、PCR検査は1検査当たり2万円、抗原定量検査は1検査当たり7千5百円を上限とし、これに検査対象者数を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)を、補助対象経費の実支出額とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、区長が定める期限までに区長に申請する。

(交付決定)

第7条 前条の交付申請があったときは、区長は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付について決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、不相当と認めるときは、補助金の不交付について決定し、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による補助金交付決定後に事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(別記第4号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは事業変更の承認を決定し、補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、不相当と認めるときは事業変更の不承認を決定し、補助金変更交付不決定通知書(別記第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消)

第9条 区長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(状況報告)

第10条 区長は、必要に応じて補助事業者に進捗状況の報告をさせることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、速やかに実績報告書(別記第7号様式)を、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の実績報告書及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第8号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、請求書（別記第9号様式）により区長に補助金を請求することができる。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

（関係書類の管理保管等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした帳簿を備え、収支の事実に係る証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

（調査）

第15条 区長は、補助事業の実施に関して、補助事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年7月9日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

補助金交付申請書

板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____円

2 添付書類

（1）事業計画書兼収支予算書

別紙1のとおり

（2）利用者等名簿

別紙2のとおり

別記第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記により交付する。

記

1 補助金額 _____円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 事業終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記（1）から（3）までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記のとおり交付をしないことを決定しましたので通知します。

記

1 対象事業所

2 不交付の理由

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、申請金額を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更交付申請額 _____円

2 添付書類

- (1) 事業計画書兼収支予算書 別紙1のとおり
(2) 利用者等名簿 別紙2のとおり

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記により交付する。

記

1 変更後補助金額 _____円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 事業終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記（1）から（3）までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

別記第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金変更交付不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記のとおり交付をしないことを決定しましたので通知します。

記

- 1 対象事業所
- 2 不交付の理由

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

実績報告書

板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- （1）事業計画書兼収支予算書 別紙1のとおり
（2）利用者等名簿 別紙2のとおり

別記第8号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記のとおり確定する。

記

1 交付確定額 _____円

2 対象事業所

別記第9号様式（第13条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）板橋区長

所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円